

神奈川県とTMI総合法律事務所は「連携と協力に関する包括協定」を締結しました！

神奈川県とTMI総合法律事務所は、本日、別添のとおり「連携と協力に関する包括協定」を締結しましたのでお知らせします。



1 協定内容について

神奈川県とTMI総合法律事務所は、包括協定の締結を機に、次の取組について連携・協力を進め、同事務所が有するネットワークや法的な知見を活用して社会的課題の解決を図り、「いのち輝く」社会の実現に取り組めます。

(1) 広範なネットワークを活かした社会的課題の解決に関すること

TMI総合法律事務所が、同事務所の強みであるデジタル技術の利活用等を含めた幅広い分野にわたる専門性や、数万の企業・大学・研究機関等との多種多様なネットワークを活かして協議会を立ち上げ、神奈川県が抱える社会的課題に対し、最先端のデジタル技術などを用いた様々な解決手法を共有することで、ともに解決を図ります。

(2) 新たな取組における法的課題への知見の提供に関すること

神奈川県が様々な社会的課題の解決に取り組むに当たり、最先端の分野にも精通した弁護士を抱えるTMI総合法律事務所が、多様な法的課題を整理・抽出するとともに専門的知見を提供します。

(3) 人材の交流・育成に関すること

社会的課題の解決に向けてTMI総合法律事務所と神奈川県がともに取り組み、人材の交流を進めることで、多様な主体との連携をコーディネートするノウハウ等を県職員が学ぶ機会を創出し、県の人材育成につなげてまいります。

(4) その他社会的課題解決に資する取組に関すること

TMI総合法律事務所について

TMI 総合法律事務所は、常に新時代の法務ニーズに対応しながら、最高レベルのリーガルサービスを提供する総合法律事務所として、1990年に設立された法律事務所であり、弁護士約 530 名、弁理士約 90 名、その他外国弁護士等含む総勢約 1100 名が所属しています。

また、TMI 総合法律事務所は、企業・組織のニーズにワン・ストップで応えるため、常に新しい挑戦をし、進化を続けるという理念のもと、現在では、国内では東京のほか、名古屋、大阪、京都、神戸、福岡、また海外ではアジアを中心に北京、上海、ハノイ、ホーチミン、ヤンゴン、シンガポール、プノンペン、バンコク、シリコンバレー、ロンドンの 9 カ国 16 都市のオフィスで、高品質なリーガルサービスを提供しています。

(添付資料)

資料 神奈川県とTMI総合法律事務所との連携と協力に関する包括協定書

問合せ先

(包括連携協定に関すること)

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室

未来創生担当課長 神谷 電話 045-285-0398

未来創生グループ 太田 電話 045-285-0710

(デジタルの活用に関すること)

神奈川県総務局デジタル戦略本部室

デジタル戦略担当課長 齊藤 電話 045-285-0542

デジタル戦略グループ 宮寺 電話 045-285-0196

神奈川県とTMI総合法律事務所との連携と協力に関する包括協定

神奈川県（以下「甲」という。）とTMI総合法律事務所（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 広範なネットワークを活かした社会的課題の解決に関すること
- (2) 新たな取組における法的課題への知見の提供に関すること
- (3) 人材の交流・育成に関すること
- (4) その他社会的課題解決に資する取組に関すること

2 前項各号に定める事項を推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から起算して2年間とする。ただし、協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲または乙から解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日から2年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年5月31日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階
TMI 総合法律事務所
代表 田中 克郎